

報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 28 日

【照会先】

中央労働委員会事務局

個別労働関係紛争業務支援室

室長 前田 奈歩子

労働専門職 矢野 理恵子

(直通電話) 03(5403)2219

10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会や出前講座、セミナーなどを全国で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会では、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、「個別労働紛争処理制度」について、集中的な周知・広報の取組を行っています。

都道府県労働委員会では、労働者個人と事業主の間で起きた職場でのトラブルを、労働問題の専門家であり公益、労働者、使用者を代表する「あっせん員」が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援しています。(参考 2)

「ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」などをキャッチフレーズに、全国各地で労働相談会や出前講座、セミナーなどを開催します。(詳細は別紙 1～3 参照)

「個別労働紛争処理制度」周知月間の概要

1 実施期間

平成 28 年 10 月 1 日 (土) から 10 月 31 日 (月) までの 1 か月間

2 主な取り組み

(1) 都道府県労働委員会 (各労働委員会により実施内容が異なります) (別紙 1)

- ① 労働相談会の開催 (別紙 2)
- ② 街頭宣伝活動の実施 (別紙 2)
- ③ 出前講座、セミナーなどへのイベント (別紙 2)
- ④ 車内広告の掲載、地元メディアへの出演 など

(2) 中央労働委員会

- ① 労使関係セミナーの開催 (別紙 3)
- ② 報道機関などへの周知・広報の協力要請

別紙 1 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定 (平成 28 年度)

別紙 2 労働相談会の開催一覧、街頭宣伝活動の実施一覧

別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱 (抄)

参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定(平成28年度)

取組 労働 委員会	労働 相談 会 (※1)	街頭 宣伝 活動 (※1)	出前講 座セ ミ ナー 等 の イ ベ ン ト (※1)	記者 会 見	地 元 行 イ 出 演	マス コ ミ 依 頼	自 治 体 依 頼	団 体 依 頼	労働 委 員 会 ホ ー ム ペ ー ジ 掲 載	メ ー ル マ ガ ジ ン 掲 載	SNSに よ る 情 報 発 信 (※2)	広 告 掲 載	そ の 他 特 記 事 項
北海道			○				○	○	○				
青森	○				○	○	○	○	○	○		○	
岩手	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	IGR、三陸鉄道への列車中吊り広告
宮城		○				○	○	○	○	○	○		①ブラックバイト等に対応するため、県内各 大学にカードを配布(新規) ②フリーペーパーへの記事の掲載(新規)
秋田		○				○	○	○	○				
山形	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
茨城	○					○	○	○	○		○		労働相談会を、昨年度までの2回から今年度 は3回に増
栃木	○		○			○	○	○	○	○	○	○	バス車内広告(労働相談会周知)
群馬		○	○		○		○	○	○				関係機関や学校で講演を開催するなどし、積 極的に広報活動を行っていく
埼玉			○				○	○	○				労働及び使側各委員と職員が商工会議所等に 赴いて出張研修会を行う
千葉	○					○	○	○	○	○			県庁前電光掲示板での無料労働相談会の開 催案内
新潟	○			○	○	○	○	○	○			○	ポスターの作成・掲示
山梨		○				○	○	○	○				
長野		○				○	○	○	○			○	
静岡						○	○	○	○			○	学生向けのPR用リーフレットを作成し、県内主 要大学等に配架依頼
富山						○		○	○		○	○	
石川	○		○		○	○		○	○	○			
福井	○				○	○	○	○	○	○			
岐阜									○	○			ポスターの作成・掲示、チラシの配布、 平成29年県民手帳への掲載
愛知						○	○	○	○			○	
三重								○	○				三重県データ放送への掲載、ラジオ放送
滋賀	○					○	○	○	○	○	○		「滋賀労働」(県広報誌)への制度PR等の記事 を掲載
京都							○	○	○				周知月間に先立ち、関係団体・機関を訪問し、 情報交換、会員や相談者への制度紹介依頼等 を行い連携強化に努める
奈良	○			○	○	○	○	○	○		○	○	路線バスに労働相談会開催チラシの吊り広告 を実施。関係機関に同チラシ及びポスターを直 接配布、協力依頼
和歌山	○	○				○	○	○	○				
鳥取	○	○	○		○	○	○	○	○			○	①労使ネットとっとりマスコットキャラクター「聞く ゾウくん」を活用した労働相談窓口周知ステッ カーを公共施設、協力企業等に掲示 ②県庁舎等への横断幕掲示 ③ポスターの作成・掲示 ④労使ネットとっとりパネル展の開催
島根	○	○				○	○	○	○			○	
岡山						○	○	○	○				
広島	○		○			○	○	○	○		○		
山口						○	○	○	○			○	
徳島	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
香川	○		○		○	○	○	○	○	○			
愛媛	○	○	○		○	○	○	○	○				
高知	○			○	○	○	○	○	○		○		
佐賀	○	○			○	○	○	○	○			○	①庁内掲示板を活用した広報の実施 ②県庁 職員出勤記録画面にイメージキャラクター使用
長崎	○					○	○	○	○				
熊本	○					○	○	○	○			○	特別支援学校を含む県立高校等の進路指導 主事が出席する会合でチラシを配布予定
大分	○					○	○	○	○			○	求人情報誌広告掲載
宮崎	○				○	○	○	○	○			○	QRコード付カードの配布
鹿児島	○		○			○	○	○	○			○	関係機関合同による相談会の実施、QRコード 付きのPRカード等の配布による周知広報の依 頼
沖縄							○	○					県の広報媒体(テレビ・ラジオ)での周知
合計	26	14	12	5	15	35	38	40	42	11	12	25	

※1 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程については別紙参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く】

※2 SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。例えば、ツイッターなど。中央労働委員会でも今年度からTwitterを開始。

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労働相談会、街頭宣伝活動の実施一覧

労働委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナー等のイベント等の開催予定日：予定場所
	開催予定日	開催予定場所	実施予定日	実施予定場所	
北海道					9/29、30 北海道庁本庁舎1階道政広報コーナーでパネル展示
青森	10/4 10/5 10/6 10/7	(青森市) 青森県観光物産館アスパム (むつ市) 下北文化会館 (八戸市) ユートリー (弘前市) 弘前文化センター			
岩手	10/2(共催) 10/16 10/30	(盛岡市) アイーナ (一関市)一関地区合同庁舎、(釜石市)イオンタウン釜石 (遠野市)あすもあ遠野、(久慈市)久慈地区合同庁舎	10/2(共催) 10/16 10/30	(盛岡市) アイーナ (一関市)一関地区合同庁舎、(釜石市)イオンタウン釜石 (遠野市)あすもあ遠野、(久慈市)久慈地区合同庁舎	
宮城			10/19	仙台駅東西自由通路	
秋田			10/4	JR秋田駅	
山形	10/16	山形県庁、鶴岡市勤労者会館	10/7 10/10 10/12	(山形市)アズ七日町前 (三川町)イオン三川店 (天童市)イオン天童店	
福島	10/16	(福島市) 労働委員会事務局 (郡山市) 郡山市労働福祉会館	10/8	福島駅前及びイオン郡山フェスタ店	出前講座10/20 福島県立会津第二高等学校
茨城	10/1 10/20、11/10	いばらき就職・生活総合支援センター 労働委員会事務局			
栃木	10/13、14、16 10/21	(宇都宮市) 福田百貨店宇都宮店 (小山市) イオンモール小山			セミナー10/4 (小山市) 栃木県小山庁舎
群馬			10/2	スマーク伊勢崎	
千葉	10/13、11/14 10/29	県庁南庁舎7階 千葉県労働委員会 船橋フェイスビル5階			
新潟	10/2 10/23 10/30	(上越市) ワークバル上越 (新潟市) 県庁 (長岡市) 長岡地域振興局			
山梨			10/10	イオンモール甲府昭和	
長野			10/5 10/12 10/13 10/14	JR松本駅前 JR長野駅前 JR上諏訪駅前 JR上田駅前	
富山					
石川	10/19(共催)	石川県職業能力開発プラザ			セミナー10/31 県庁1102会議室
福井	10/2 10/23 10/25	(福井市) アオッサ (越前市) 越前市福祉健康センター (福井市) 福井県庁			
滋賀	10/2 10/11、28 10/16 10/25	(彦根市) 滋賀県消費者生活センター (大津市) 滋賀県労働委員会 (近江八幡市) 滋賀県男女共同参画センター (草津市) 草津市市民交流プラザ			
奈良	10/2 10/13	(大和高田市) 奈良産業会館会議室 (奈良市法蓮町) 奈良総合庁舎2階			
和歌山	10/11 10/13 10/21 10/25 10/27	ラポール橋本 御坊商工会議所 (田辺市) 生涯学習センター 新宮商工会議所 (和歌山市) プラザホープ	10/5	JR和歌山駅前、南海和歌山市駅前	
鳥取	10/30	(県東部) 県民ふれあい会館 (県中部) 倉吉未来中心 (県西部) 西部総合事務所	10/16	(県東部) イオン鳥取北 (県中部) パーブルタウン (県西部) イオン日吉津店	10/6～17 鳥取市立図書館でパネル展示
島根	10/23	(松江市) くにびきメッセ	10/2	(松江市) イオン松江	県立図書館でパネル展示
広島	10/24	広島合同庁舎			出前講座10/17 広島経済大学
山口					
徳島	10/2 10/23	(阿南市) ひまわり会館 (美馬市) 脇町うだつアリーナ	10/13	JR徳島駅前	9/30～10/14 県庁1階県民ホールでパネル展示、出前講座10/18徳島文理大学
香川	10/11～13 10/14 10/15～16 10/17	県庁労働委員会会議室 丸亀市役所本館2階 高松市生涯学習センター2階 さぬき市役所附属棟1階			出前講座 10/19(高松市) 四国医療福祉専門学校
愛媛	10/4 10/11、18 10/28 10/31	ハローワーク西条(委員出張相談) 労働委員会(職員 夜間電話相談) 労働委員会(委員専門相談) 松山大学(委員出張相談)	10/31	松山大学	セミナー10/31 松山大学
高知	10/28	(高知県北庁舎4階) 労働委員会委員室他			
佐賀	10/17～23	労働委員会事務局	10/3	JR佐賀駅	
長崎	10/1、16	労度委員会事務局会議室 佐世保労働相談情報センター			
熊本	10/7、12、 21、28	熊本県しごと相談・支援センター			
大分	10/1～7 10/27(共催)	労働委員会事務局相談室 別府ニューライフプラザ(社会教育総合センター)			
宮崎	10/17～23	労働委員会事務局			
鹿児島	10/20 10/23 10/25	(薩摩川内市) 川内文化ホール (鹿児島市) 勤労者交流センター (鹿児島市) 県労働委員会			出前講座10/3鹿児島総合卸商業団地協同組合

※街頭宣伝活動では、PR用チラシやPR用ポケットティッシュの配布、のぼり旗設置等を行います。

※各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①有期労働契約、ハラスメント、メンタルヘルス等の労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等をテーマにしたパネルディスカッション等を内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中(11月を含む。)に開催されるものは次のとおりです。

開催地	北海道	福島	東京	広島	徳島	佐賀
開催日、時間	10月20日(木) 13:30～17:00	11月7日(月) 13:00～16:00	10月28日(金) 13:30～16:30	10月24日(月) 13:30～16:30	10月21日(金) 13:30～16:20	11月8日(火) 13:30～16:30
会場	かでの2・7 かでのホール (札幌市中央区)	エスパル福島5階ネクストホール (福島市栄町)	中央大学駿河台記念館281号室 (東京都千代田区)	広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室 (広島市中区)	徳島市シビックセンター4階ホール (徳島市元町)	グランデはがくれハーモニーホール (佐賀市天神)
基調講演	労働条件変更をめぐる法的諸問題について～使用者による変更が有効とみなされるための諸条件について～	働きやすい職場環境の形成について～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～	労働条件変更をめぐる法的諸問題について～使用者による変更が有効とみなされるための諸条件について～	働きやすい職場環境の形成について～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～	女性労働をめぐる最近の法制及び裁判例の動向～女性活躍推進やハラスメント、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止などを中心に～	最新の労働法制・労働判例の動向と課題
	野川忍氏 (中央労働委員会東日本地方調整委員、明治大学法科大学院教授)	森戸英幸氏 (中央労働委員会公益委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授)	野川忍氏 (中央労働委員会東日本地方調整委員、明治大学法科大学院教授)	森戸英幸氏 (中央労働委員会公益委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授)	奥山明良氏 (中央労働委員会東日本地方調整委員、成城大学法学部教授)	水町勇一郎氏 (東京都労働委員会公益委員、東京大学社会科学研究所教授)
パネルディスカッション等	道内における労働条件変更に関する労使紛争事例の紹介	働きやすい職場環境の形成について～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～	紛争解決事例の検討	紛争解決事例の検討	紛争解決事例の検討	紛争解決事例の検討
定員	500名	100名	300名	100名	100名	100名

* なお、1月27日(金)に東京、2月中旬に滋賀、2月下旬に京都でも開催予定です。
詳細が確定次第中央労働委員会ホームページでお知らせします。

** 詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

- 1 名称
「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間
- 2 趣旨
企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。
これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。
- 3 実施機関
中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会
- 4 実施期間
10月の1か月間
- 5 実施内容
実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。
- 6 主な実施事項例
 - (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
 - (2) 各地域におけるイベント等の開催
 - (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
 - (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。
- 7 全労委による関係機関に対する協力要請
全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。
- 8 月間実施上の留意事項
より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

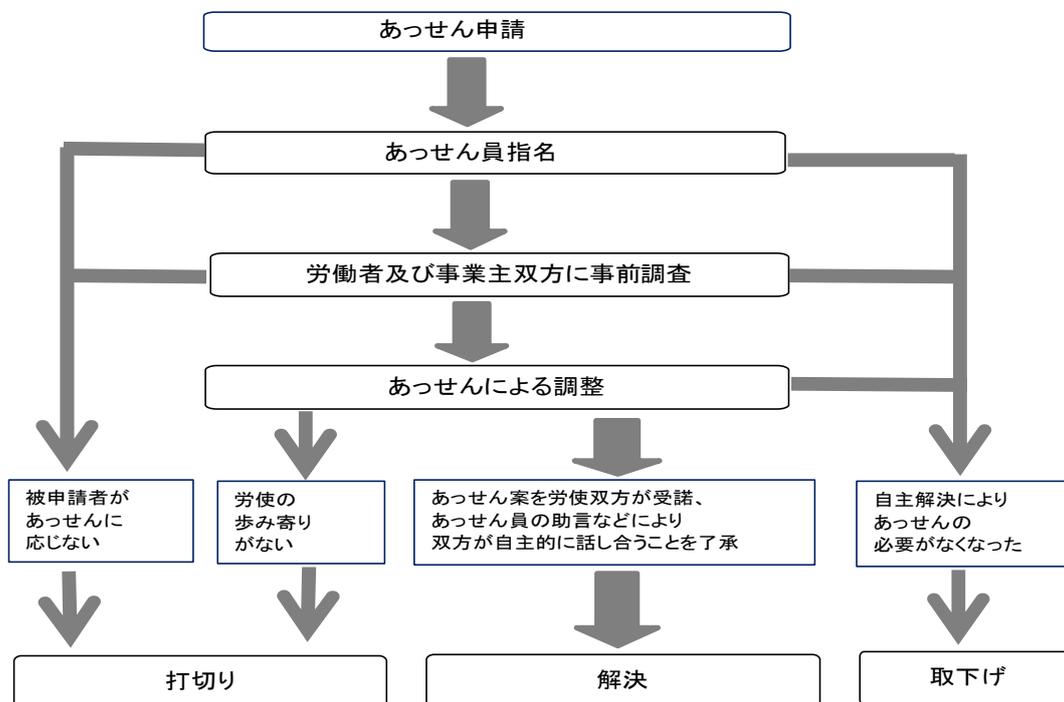
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇い止め、パワハラ等のトラブルを、労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、44 都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続きは、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社経営者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 処理に要した期間は42.2日で、1カ月以内が36.6%、2カ月以内では81.4%であり（平成27年度実績）、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他の個別労働紛争処理機関と比較した場合の特色

労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、他の個別労働紛争処理機関と比較すると、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせん員である公労使委員や事務局職員等からのサポートを受けられることにより、知識経験や代理人を依頼する資力に乏しい労働者でも利用しやすいものです。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。

○ 労働委員会における労働紛争解決事例に関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「労働紛争の調整事例と解説」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/> または

中労委

検索

